

イギリスの児童保護の現状と課題 —ビクトリア・クリンビエ，ベビーP事件を基に—

櫻谷 眞理子*

近年、イギリスでは虐待による子どもの死亡事件が1年間に約55件発生している。市民の関心も高く、事件が報じられる度に、政府やリスク判断を誤ったソーシャルワーカーに厳しい非難が向けられている。その中でも、2000年と2007年に同じ地区で発生した死亡事件は社会的にも注目を集め、原因の解明及び改善策を明らかにすることが求められている。そこで、本稿では、両事件の検証委員会の提言、勧告内容を基に、今後の改革の方向について検討を加えてみた。その結果、ソーシャルワーカーの専門性の向上、適切なスーパーヴィジョン、関係機関との協働、責任の明確化が今なお課題であることが明らかになった。2000年の事件後の勧告で、専門職の教育・研修の充実、関係機関との合同研修の推進及び子ども・家族支援の拡大などが示されたが、十分な改善がなされていなかったことが浮き彫りになった。実際にソーシャルワーカーが子どもの安全確保と家族援助のバランスを図りつつ、介入・援助を行うことは容易ではなく、リスク判断には不確実性が伴うという困難な仕事であり、研修の質をさらに高める必要があることが示唆された。なお、予防のためには子育て支援、家族支援が不可欠であり、政府による施策の拡充が必要であることが把握できた。

キーワード：児童虐待，児童保護，「レーミング報告」，ソーシャルワーカー

はじめに

日本で児童虐待への社会的な関心が高まったのは1990年代になってからであるが、イギリスではすでに1970年代から1980年代にかけて児童保護機関¹⁾が関与した子どもの死亡事件が相次ぎ、政府を追及する厳しい世論が起こった。こうした市民の関心の高まりもあり、死亡事件を検証する公的な専門委員会が設置され、その勧告が政府の施策にも大きな影響を与え、とくに

1990年前後は、法制度やシステムの大幅な改革が行われた。

現行の法的枠組みの基礎となる児童法 (Children Act) が、1989年に制定され、実践のガイドライン (指針や具体的手続きを示したものの) である『ワーキング・トゥギャザー (児童虐待防止のための協働)』 (Working Together to Safeguard Children) が1991年に政府により刊行された。その後、多数の研究者も参加した大規模な実態調査が行なわれ、1999年に改訂される。新版では、社会的に排除された子どもと家族の問題にも焦点があてられ、虐待された子どもだけでなく、援助を必要としている子ども

* 立命館大学産業社会学部教授

と家族への支援を行うことの必要性が強調された。

しかし、こうした中、2000年2月にビクトリ・クリンビエ事件（資料1参照）が発生する。この事件は「これまで私が見たうちで、もっとも残酷な虐待である」と鑑定医が述べるほど悲惨な事件で、イギリス社会に大きな衝撃を与えた。

政府はレーミング卿に調査を依頼し、その勧告が政府の政策にも影響を与えることになる。ブレア政権（1997年5月発足）が総合的な子育て支援及び家族支援を強める契機ともなり、政府は2003年に『すべての子どもに大事なこと』（Every Child Matters：以下ECMと略す）を発刊し、2004年には児童法（Children Act）の改訂を行った。

こうした新たな改革が模索される中、2007年8月に17カ月の男の子が母親と同居の男性に虐待されて死亡するという「ベビーP事件」（資料2参照）が起これ、議会でもブラウン政権（2007年6月発足）への厳しい追及がなされた。幼い子どもに対する想像を絶する残酷な虐待が、ビクトリア事件と同じ地区で発生したこともあり、これまでの政策への批判や児童保護のシステムの欠陥を指摘する声も大きくなっていく。この事件の検証もレーミング卿が担当することになり、その報告書が2009年3月に政府に提出された。

そこで、本研究では、2003年と2009年の「レーミング報告」を基に、児童保護の現状及び課題を把握し、今後の対応について検討を加えたい。なお、両事件を比較することにより、改革の重点及び残された課題がより明らかになるのではないかと考える。

I. イギリスにおける児童虐待への対応

1. 児童保護制度改革の変遷

児童保護制度改革の歴史的変遷について、ここでは主な事件とその影響を中心に簡単に経緯をまとめた。法律の解釈については、Munro（2007）、田邊（2006）、峯本（2001）らの研究を参考にした。

（1）1870年から1960年代（児童虐待防止法、児童法の成立）

イギリスで児童虐待問題への関心が高まったのは1870年代であり、1883年には「児童虐待防止協会」²⁾（Society for Prevention of Cruelty to Children：SPCC）が設立された。SPCCの活動の影響もあり、1889年に「児童虐待防止法」（Prevention of Cruelty to children Act）が制定された。この法律により、親権の壁に阻まれ、親子分離が困難であった子どもを救うことができるようになる。

1945年に発生したデニス・オニール事件（里親に委託されていた子どもが虐待死）の影響もあり、1948年には「児童法」（The Children Act）が制定される。この法律で子どもの養育における家族の権利や責任を重視する姿勢が示された。これ以降、強制的な親子分離を行う場合は裁判所による適任者命令か親権の決議（児童法2条）が必要になる。1969年の「児童少年法」では、適任者命令が廃止され、強制的に介入する場合は裁判所によるケア命令、安全命令、指導監督命令が必要となる。

（2）1970年代から1980年代（子どもの安全確保の優先と関係機関の連携が重視されるようになる）

1973年にはマリア・コルウェル事件（親族の元から家庭へ返された後、継父の虐待により7歳で死亡）が起こる。その原因として、機関連携の不備が指摘される。一方、子どもの意志よりも家族の意向を優先したために悲惨な結果を招いたという批判も生じ、この事件を契機に子どもの安全確保を優先する方向へと政策転換がなされる。それを反映して1975年の「児童法」（59条）において、①子どもの福祉を促進することを最優先する、②子どもの希望を確かめ、それを十分に考慮することが自治体の義務であることが示された。

しかし、1980年代になっても虐待死を防ぐことができず、1984年にはジャスミン・ベクフォード事件（4歳の女の子が里親の元から家庭へ帰った後、父親に殺された）が起き、ソーシャルワーカーは子どもよりも親の方に関心や同情を向けていたという批判がなされる。その一方、1987年のクリーブランド事件では、性的虐待を理由に強制的な親子分離を行ったことに対して、家族の権利が侵害されたという強い批判が起こった。

（3）1989年から現在まで（親とのパートナーシップと予防の重視）

こうした状況を反映して、1989年に制定された「児童法」（The Children Act）以降は、虐待への介入にあたっては親とのパートナーシップ（partnership）を重視することや、子どもの保護と家族支援のバランスに配慮することが求められるようになる。なお、「地域子ども保護委員会」（Area Child Protection Committee）を設

置し、関係諸機関が情報を共有し、責任を分かち合うしくみを作ることが定められた。1991年の政府のガイドライン、「ワーキング・トゥギャザー」においても、連携・協働が強調されている。

2000年に発生したビクトリア・クリンビエ事件の後、2003年に政府により発刊されたECMは、これまでの政策の大きな転換を示すものであり、深刻な虐待に注目するだけでなく、傷つきやすい子どもと家族に対して早期に介入し、適切な支援を行うことが重視されている。

2004年の「児童法」にも、すべての子どもたちがその潜在能力を十分に発揮して成長できるように、社会がその機会を保障するための改革が重要であるという政府の意向が示されている。1989年に設置された「地域子ども保護委員会」は2004年の「児童法」（13条）では「地方児童保護委員会」（Local Safeguarding Children Board）として再編、強化されることが定められた。ビクトリア・クリンビエ事件で露呈した機関同士のコミュニケーション不足の問題を解決することが意図されている。

〈イギリスの児童保護制度の変遷〉

- 1883年 「児童虐待防止協会」（SPCC：Society for Prevention of Cruelty to children）が設立され、民間による虐待防止活動が始まる。
- 1889年 「児童虐待防止保護法」：裁判所で虐待の有罪判決を受けた親から子どもを引き離し、適任者に委託することができるようになる。
- 1908年 「児童法」：総合的な立法で児童憲章と呼ばれる。乳幼児の生命保護が明記され、乳幼児の受託業者による虐待を取り締まることが可能となる。

- 1933年 「児童少年法」：子どもの利益と福祉を守るのは政府の責任であることが明記され、「社会の子ども」という考え方が浸透するようになる。親子分離の場合は、裁判所による適任者命令を申請することが必要となる。里親委託規則が制定され、悪質な里親への委託を防止できるようになる。
- 1945年 デニス・オニール事件：里親に委託された13歳の少年が虐待で死亡。里親としての適性に関する調査不足、里親を指導する専門知識、経験不足等の問題が指摘される。
- 1948年 「児童法」(The Children Act)：介入に際し、家族との関係調整に配慮することが明記され、児童福祉の専門性を確立する礎となる。強制的に親子を分離する場合は裁判所による適任者命令か親権の決議（児童法第2条）が必要となる。
- 1969年 「児童少年法」：強制的に分離したり、家族への介入や支援を行うために裁判所によるケア命令、安全命令、指導監督命令が必要となる（これにより適任者命令は廃止される）。
- 1973年 マリア・コルウェル事件：7歳の少女が委託先から家庭復帰後、継父による虐待で死亡。マリア自身は家庭へ帰ることを嫌がっていたのに、その意思は尊重されず、ケア命令の解除もなされた。家族の意向を優先したという批判がなされる。職員の専門性の不足、人員不足、連携不足などが検証委員会により指摘される。
- 1975年 「児童法」：子どもの福祉を最優先することや子どもの意志確認の必要性が明記される。
- 1984年 ジャスミン・ベクフォード事件：父親による虐待で里親に預けられていたが、家庭復帰後に虐待が再発して、4歳の時に死亡。ソーシャルワーカーの関心や同情は子どもよりも親に向けられていたと批判される。担当のソーシャルワーカーは頻繁に家庭訪問を行うが、ジャスミンは幸せであると思込み、危険のサインを見逃してしまったと批判された。また、ソーシャルワーカーの「楽観的な見方」の危険性が指摘される。
- 1987年 クリーブランド事件：性的虐待を理由に、多数の子どもたちが親から強制的に分離された事件。児童保護機関の強権的介入に対する批判が高まる。
- 1989年 「児童法」(The Children Act)：子どもの保護と家族支援のバランスに配慮することが明記される。専門機関と親との共同(partnership)の原理が示される。
- 1991年 「ワーキング・トゥギャザー」：政府による虐待対応のガイドラインが定められる。1999年 「ワーキング・トゥギャザー」の改正。
- 2000年 ビクトリア・クリンビエ事件：この事件でも専門職間の連携不足が指摘される。また、ハイリスクの虐待ではないと判断されると、支援が十分になされないことが問題になる。
- 2003年 『すべての子どもに大事なこと(ECM)』が刊行され、育児困難家庭への早期からの介入・支援の大切さが強調される。
- 2004年 「児童法」：すべての子どもに焦点を合わせた児童社会サービス改革プランを作成し、推進することが提案される。これまで、深刻な虐待にばかり目を向け、その他の子ども達への対応が十分になされなかったことや被虐待児の抱える福祉ニーズに関する注意が十分に払われていなかったという反省に基づ

いている。

- 2006年 「児童ケア法」(The Childcare Act)
- 2006年 「ワーキング・トゥギャザー」の改正
- 2007年 ベービーP事件の発生
(主な事件と法律の解釈に関しては、Munro, 田邊, 峯本らの研究を参照。)

2. 今日の児童保護 (Child Protection) の実態

(1) 通告件数, 登録件数, 福祉ニーズを抱えた子どもの数

イギリスの子ども・学校・家庭省の報告によると児童虐待の通告はここ数年55万件から57万件前後で推移しており, 2008年度(2007年4月~2008年3月)は538.500件であった。児童保護計画の対象として登録されている被虐待児(0歳~18歳)は34.000人である。親が養育できないため行政が養育責任を負っている子どもは約60.000人である。その多くの子どもたちは, 里親の元で暮らしている。なお, 235,000人の子どもが福祉ニーズを抱えた子ども(Child in need)³⁾として把握されている。近年, 子どもの虐待死は1年間に約55件発生している。

イギリスの人口は約6107万人で, 子どもの数は約1260万人である(2008年)。合計特殊出生率は1.91(2008年)で欧州の中では高位である。なお, 近年, 貧困の拡大が問題となっており, 内務省の2004年度の統計によると約360万人の子どもが貧困の中で暮らしているといわれている。

(2) 児童保護の具体的手続き

イギリスにおいては地方当局の社会サービス局⁴⁾(Department of Social Service: 以下, ソーシャルサービスとも言う)が虐待防止の第一線

機関であり, 子どもの保護(Child Protection)に関する法的な権限を有している。

社会サービス局の虐待対応の手続きは, 以下のように定式化されている。こうした手続きは法律で定めるのではなく, 政府のガイドラインである「ワーキング・トゥギャザー」に示されている。1999年の改訂版の松本(2002)の邦訳によると第5章「個別事例の扱い—その具体的手順—」の中で詳しく述べられている。なお, 2006年の改訂版でも, 第5章で取り扱っている。

児童虐待ケースに対応する際, 第一に子どもの意見を聞くこと, 第二に親とのパートナーシップを考慮する, 第三に関係機関との連携・協働を重視することが定められている。

〈1〉虐待対応の手順

- ①虐待の通告⁵⁾…地方自治体の社会サービス局, 警察, NSPCC(児童虐待防止協会)が通告先として定められている。(2008年の通告数は538.500件)
- ②初期アセスメント⁶⁾…48時間以内に開始し, 7日以内に完了する。緊急保護が必要な場合は, 「緊急保護命令」(児童法44条1項)を裁判所に申請する。「緊急保護命令」の期間は, 8日間であるが, 7日間の延長ができる。(2008年の初期アセスメントは319.900件でそのうち, 1週間以内に完了した件数は226.300件)
- ③事前協議(Strategy Discussion)⁷⁾…関係機関が集まり, 緊急保護の必要性等について検討し, 47条調査を行うか決める。子どもの福祉に関して話し合われた内容は常に記録し, 役割と責任の明確化を図り, 具体的な対応策について明らかにしておくことが定められている。なお, 全ての決定事項の

記録を関係者に送付することも定められている。

- ④47条調査開始⁸⁾…児童法第47条に基づいて実施される調査であり、子どもの安全と福祉を図るために何らかの対処が必要かどうかを判断するために行われる。調査では、必ず、対象となっている子ども、養育者と個別の面接を行い、親子関係についても観察を行う。なお、子どもの意見を尊重するにあたって、子どもが幼い場合は、子どもの状態や感情を観察することによって、気持ちを理解する必要がある。
- ⑤子ども保護会議の開催⁹⁾…通告から8日～15日以内に開催する。関係機関以外に親と子どもも参加することができる。子ども保護計画（登録）の対象にするかどうか決定し、キーワーカーを決める。キーワーカーは35日以内にコアアセスメントを完了する。さらに、支援のためのコアグループを作る。コアグループは10日以内に会合を開き、子ども保護計画の具体化を図る。（2008年のコアアセスメント件数は105.100件。そのうち、実際に35日以内に完了した件数は83.700件）
- ⑥子ども保護再検討会議…3ヶ月以内に開催し、子ども保護計画の見直しを行う。次の会議は6ヶ月以内に開催し、再度子ども保護計画の見直しを行うことが定められている）。

〈2〉ロンドンの社会サービス局での対応

このような具体的な手順が「ワーキング・トゥギャザー」に詳細に定められているが、実際にどのように行われているのか、ケンジントン・チェルシー地区の社会サービス局を訪ね、ソーシャルワーカーであるフリーランダー氏

(Isabel Friedlander) に2008年1月にインタビューを行った。「子ども保護会議」に子ども自身も参加して、決定に加わるようになったのは、1989年の児童法以降だが、子どもが参加できない場合は子どもの意見を代弁する人に参加してもらおうということだった。なお、親と共同して子どもの安全を高めるためには、最初に児童保護機関の役割や権限についてきちんとした説明を行う。また、会議の前には、事前に情報を伝えるなど、親の不安を軽減し、見通しが持てるように配慮しているということだった。

関係機関との協働に関しては、通告後すぐの「事前協議」に、ケースに関係している実務者が集まって合同でアセスメントを行うなど、会議に参加したすべての機関が子どもの保護の責任を共有し、協働する体制を作ることを目指しているということだった。

(3) ソーシャルワーカーの葛藤、負担感の増大

実際に、虐待対応を専門とするソーシャルワーカーは家族の権利の尊重と法的権限の行使との間で揺れ動き、ストレスが高じやすいといわれている。

イギリスの研究者であるローニー (Martin Loney : 1993) は「家族が持つプライバシーあるいは他から干渉されない権利と、子どもの保護責任という社会的な義務との適切なバランス¹⁰⁾」について考えることが、ソーシャルワーカーの緊張を高めるということを指摘している。

また、インソー・キム・バーグ (Insoo Kim Berg : 1999) は、「児童保護機関 (Child Protection Services) のワーカーは、家族の一体性やプライバシーに侵入しすぎると批判されるか、反対に虐待するひどい親から子供を引き

離すために十分なことをしないと批判されるかどうかです¹¹⁾」と述べている。

このように、ソーシャルワーカーは家族の意向を尊重する一方では、時にはその意に反してでも、法的権限を行使して子どもの安全を守るという矛盾することを実施しなければならない。そのことから生じる葛藤や不安も大きくなる。

なお、貧困階層が多く住む地区を担当するソーシャルワーカーの負担増が指摘されている。ケースの多くが複合的なニーズを抱えており、さまざまな資源を活用するためには関係機関との連携も不可欠であり、問題解決のための仕事量が増える。しかも担当ケースも多いので、負担感が増しているとフリランダー氏も語っていた（2008年1月）。

今回の事件が起こったヘリングレイ地区は1988年当時、全国でも6番目に貧しい地域であることがローニー（Martin Loney：1993）により指摘されている。すなわち、「増大する貧困とホームレスが、ソーシャルサービス部の負担をさらに増やす一方で、スタッフを確保し続けることがますます困難になってきている。（中略）すでに、ソーシャルワーカーたちはもう手一杯で、何か誤りを犯しはしまいかと危機感にとらわれ、ケースに関してそれ以上手を広げようとしなくなってきている¹²⁾」と指摘しているが、多くの困難を抱えた家族への援助を行ううえで、活用できる社会的資源も不足していたことがうかがえる。

II. 死亡事件の検証にみる児童保護の課題

1. ビクトリア事件の検証と勧告内容

この事件については、保健大臣及び内務大臣

の命により、調査委員会の委員長に就任したレーミング卿（Lord Laming）が詳細な報告書（The Victoria Climbié Inquiry）を政府に提出している。

報告書は100ページ以上に及び、その内容は多岐にわたるが、虐待への対応に関しては、以下のような指摘がなされている。(1)立法的な枠組みは健全である。問題は法律にあるのではなく、その実施にある。(2)児童と家族のための効果的な支援は、単一の機関のみによっては達成できない。(3)協力が大切であるが、その一方、彼らの責任を曖昧にするというリスクも生じる。(4)家族に対する総合的な支援が不可欠で、児童保護のみ分離することはできない、と述べている。

つまり、法制度の問題では無く、実践的な問題であり、ソーシャルワーク教育や連携を強める必要があると提言している。さらに、重篤な虐待ではないと判断されたため援助が極端に少なくなったことが指摘された。こうしたことを防ぐため、虐待にのみ関心を向けるのではなく、子どものニーズを把握し、子どもの健全な発達を促すための総合的な支援が大切だという提言がなされる。

2. ビクトリアへのソーシャルサービスの対応

最初に対応したイーリング・ソーシャルサービスは虐待を疑うこともなく、経済的な問題や住宅問題を主にした相談を行っている。ビクトリアの服装が粗末で、学校にも通っていなかったが、ビクトリア自身の生活への関心は向けられず、福祉ニーズのあるケースとしての対応も十分ではなかった。

次に対応したのは病院からの虐待通告を受けた、ブレント・ソーシャルサービスである。チ

チャイルドマインダー（保育ママ）に伴われて病院を受診したビクトリアを最初に診察した医師は虐待を疑い、プレント・ソーシャルサービスと警察に通告を行った。しかし、病院の医局長が最終的に疥癬という診断を下したため、虐待事例としての保護はなされなかった。過去に、プレント・ソーシャルサービスにはビクトリアが虐待されているという情報が、匿名で寄せられていたがその情報は重視されなかった。

その次に対応したのは、病院からの虐待通告を受けたヘリンゲイ・ソーシャルサービスである。病院を退院したわずか10日後にビクトリアは火傷を負い、別の病院を受診した。この病院の医師は火傷が熱湯によるものと判断したため、ヘリンゲイ・ソーシャルサービスに通告を行う。

ヘリンゲイ・ソーシャルサービスでは、すぐに会議を開き、キーワーカー（主たる担当者）を決める。しかし、キーワーカーになったソーシャルワーカーが、初めてビクトリアに会ったのは入院後、数日が経ってからである。しかも、入院中のビクトリアと簡単な会話を交わしただけで、家に帰ることが望ましいという判断を下し、その日のうちに退院することを許してしまう。

退院後、ソーシャルワーカーは家庭訪問を行うが、人形と静かに遊ぶビクトリアを見て、幸せそうだと思い、虐待の恐れは低いと判断してしまう。つまり、ソーシャルワーカーは、福祉的な支援ニーズのあるケースだというアセスメント（判定）を行い、積極的な介入は行われなくなった。なお、社会資源やサービスの提供など、ビクトリアへの具体的な支援も行われなかった。

3. ベービー P 事件の検証と勧告内容

ベビー P 事件の検証委員会による報告書には、まず、ビクトリア事件以後、多くの改善が認められたことが記されている。しかし、今なおソーシャルワーカーの専門性に問題があることが指摘された。また、以前として、組織の壁があり、情報の共有や協働を困難にする状況が続いていることが指摘された。さらに、福祉ニーズのある子どもと家族への援助を拡大し、総合的なサービスを進めることに一層努力する必要があるという勧告がなされた。

ソーシャルワーカーに関しては、知識や技術のみならず、決断力、勇気、時には激しい衝突に対処する能力が求められる仕事であるという理解を示している。したがって、ソーシャルワーカーにケースを割り当てるときには、専門的スキルの程度、ケースの負担、スーパービジョンの体制を十分に考慮すべきだと述べている。また、ソーシャルワーカーの仕事の重要性について社会はもっと認知する必要がある、ソーシャルワーカーへのサポートを強める必要があることが強調されている。今後の改善策として、ソーシャルワーカーの専門性を高めるためには、研修・訓練（training）の充実が必要だと提言している。さらに、適切なマネジメント（管理運営）による責任の明確化、連携の強化、虐待を監視するだけでなく、あらゆる資源を活用して子どもと家族への支援を強める必要があるという提言がなされた。

4. ベービー P へのソーシャルサービスの対応

ソーシャルワーカーは、母親の養育能力に不安を感じたので、親業訓練への参加をすすめ、チャイルドマインダー（保育ママ）の活用を図っている。しかし、その一方では、「私は P を

愛している」と努力をみせる母親の態度から、母親は協力的だという印象を持ったようである。

このケースには、児童保護機関だけではなく、警察、保健所、病院などの機関が関わり、関係者による家庭訪問は合計60回以上に及んだ。母親は警察にも2回逮捕されているが、事件が起こる前日、警察は危険は無いと判断し、これからは関与しないという結論を母親に伝えてしまう。

ヘリングレイ・ソーシャルサービスは「地方児童保護委員会」(LS CB)を開催して、関係者と合同での協議も行っているが、強制的な介入、分離の判断はなされなかった。

母親によるPへの虐待は乳児期から始まっていたが、怪我の原因を「年上の子どもに突き飛ばされた、犬に引きずられた、椅子から落ちた」、「アレルギー反応」、「皮膚の感染症」と偽り続けた。このように巧妙に虐待を隠し、ソーシャルワーカーには協力的にふるまったため、虐待を発見することが困難であったことがうかがえる。

おわりに

イギリスの児童虐待防止の取り組みは100年以上の歴史があり、法制度の整備や専門職の養成などさまざまな改革が進められてきた。1973年のマリア・コルウェル事件で指摘されたソーシャルワーカーの人員不足、専門性の不足という問題を解決するための努力もなされてきたといえる。今日の児童保護においては、①子どもの保護と家族支援のバランスに配慮する、②重篤な虐待ケースだけでなく、より広く子どもと家族への支援ニーズを明らかにする、③虐待事

例においても虐待に注目するだけでなく、それ以外のニーズにも目を向ける、④子どもとの協働、家族との協働に基づく援助を行う、⑤関係機関の情報の共有と連携を重視することが目指されている。

しかし、こうした努力にもかかわらず、2000年と2007年には同じ地区で悲惨な事件が発生し、リスク判断を誤ったソーシャルワーカーに怒りが向けられ、厳しい非難がなされている。政府もこの事件を重く見て、公的な検証委員会が設置され、原因究明がなされた。そこで、本稿では、両事件の検証委員会の報告を基に、問題発生 of 要因を探り、児童保護の課題について検討を加えてみた。その結果、ソーシャルワーカーの専門性の向上、適切なスーパービジョン、関係機関との協働、責任の明確化などが今も大きな課題であることが明らかになった。

2000年の事件後の勧告でも、専門職の教育・研修の充実、関係機関との合同研修の推進及び子ども・家族支援の拡大などが示されたが、十分な改善がなされていなかったことが浮き彫りになった。ソーシャルワーカーが子どもの安全確保と家族援助のバランスを図りつつ、介入・援助を行うことは容易ではなく、リスク判断には不確実性が伴うという困難な仕事であり、研修の質をさらに高める必要があることが示唆された。なお、予防のためには子育て支援、家族支援が不可欠であり、政府による施策の拡充が課題であることが把握できた。

政府による統一的なガイドラインが示されており、虐待対応のシステムが整ってはいるが、指針に基づいた実践を行うことは容易ではないことが両事件を通して浮き彫りになったともいえよう。こうした認識に基づき新たな改革がなされることが期待される。とくに、ベビーP

事件では、ソーシャルワーカーの専門性に焦点があてられたが、実践においては親の怒りや拒否にも柔軟に対応しながら、リスクと安全を的確に判断し、支援につなげる能力が求められる仕事であり、研修やスーパーバイズもそういった専門性に配慮したものでなければならないと考える。

今回は両事件の事実経過を確認できる資料が不足しており、ソーシャルサービスの対応について詳しく分析することはできなかった。今後は、現地でのヒアリング調査と政府文書などを通じて児童保護の課題についてさらに検討を加えてみたい。イギリスの検証委員会による提言や勧告の影響についても把握したい。なお、子ども・家族サービス資源の拡大・充実や社会的に排除された子どもの包摂などの社会的課題の解決や貧困対策がどこまで進むのか、財政的な制約もあり危ぶまれるが、こうした施策が虐待防止には不可欠であるので、子ども・家族施策の今後の展開にも注目したい。

〈資料〉

資料1：ビクトリア・クリンビエ (VICTORIA CLIMBIÉ) 事件の概要

2000年2月25日、8歳の少女、ビクトリア・クリンビエが父方の伯母であるカウアオ (Marie Therese Kauao) と同居中の男性マニング (Carl John Manning) に殺害されるという事件が起こる。このケースには多くの機関が関わっていたにもかかわらず、適切な連携がなされなかったことが指摘されている。レーミング報告書には3カ所の住宅供給機関、4カ所の社会サービス機関、2カ所の警察 (児童保護チーム)、2カ所のNSPCC 関連の虐待専門機関、2カ所の病院が関わったと書かれている。

ビクトリアは1991年11月2日、アフリカの象牙海岸のAbidjan 近隣で生まれる¹³⁾。7人兄弟の5番目で、両親にも愛され、幸せに暮らしていた。ところが、1998年、突然故郷に帰って来た伯母のカウアオは、成績が優秀なビクトリアをヨーロッパに連れて行き、良い教育を受けさせたいと言って、両親を説得する。(カウアオは当時、3人の子どもとフランスで福祉手当を受給して暮らしていた。カウアオが何故ビクトリアを連れて行こうとしたのか動機は不明である。) 二人はフランスに1998年の10月に出発し、その後、約5カ月滞在することになる。パリ市内の学校にも通うが、授業中にいつも眠ってしまうので、心配した学校はカウアオとの話し合いを続けていた。ところが、突然、カウアオはイギリスで治療を受けさせると言って学校を辞めさせてしまう。

1999年4月24日、カウアオの娘アンナのパスポートでイギリスに向かう。この時、変装のため、髪は剃られ、鬘を被っていた。(ビクトリアだけを連れてロンドンに向かった動機も不明で、3人の子どもがどうなったのかもわかっていない。) ロンドンに着いた翌々日、カウアオが最初に訪ねたのがホームレスのための住宅供給機関 (Ealing's Homeless Persons' Unit) だった。5月1日にはホテルを出て、提供された宿泊所での暮らしが始まった。カウアオはその後、イーリング・ソーシャルサービス (Ealing Social Service) を何回か訪れ、生計維持手当てを受け取っている。その際、多くの職員がカウアオの着飾った身なりに比べて、ビクトリアがみすばらしい服を着ていることや鬘をかぶっていることに気付いている。

6月8日、カウアオはアクトン (Acton) の地域診療所にビクトリアを連れて行き、診察を

受けさせた。6月14日、通りで出会った親戚の Ms Ackah はビクトリアの頬に傷があるのを不審に思い、カウアオに尋ねると、エスカレーターで転んで怪我をしたと説明する。6月17日に、Ms Ackah がビクトリアに再び会った時、体重が減っていることが気になりブレント・ソーシャルサービス（Brent Social Service）に匿名で通報した。しかし、この通報に対して、適切な対応はなされなかった。

この頃、カウアオが病院での仕事を見つけたために、ビクトリアはチャイルドマインダー（Childminder：保育ママ）のカメロン（Cameron）の家で、日中過ごすことになる。カメロンは経験はあるが、未登録のチャイルドマインダーであった。カメロンは、カウアオがビクトリアを激しく叱責し、悪魔だとののしることに驚かされる。この頃、カメロンの夫もカウアオが迎えに来るとビクトリアは目を伏せ、手をこすり合わせ、恐怖にすくむ様子を目撃している。手に怪我をしていることもあったが、カウアオはかみそりで遊んでいたためだと説明する。7月6日、カウアオはビクトリアを連れて、交際を始めたマニングの家に移住をする。そこは、寝室と浴室だけの狭い住居だった。

7月13日、カウアオは突然、カメロンの家に衣類を詰め込んだバックを二つ持って現れ、マニングがビクトリアの存在にがまんができませんので、しばらく預かってほしいと頼む。カメロンはその申し出を断るが、一晩だけ世話をすることを承諾する。その夜、ビクトリアの具合が悪くなったため、翌朝、病院（Central Middlesex Hospital）へ連れて行き診察を受けさせる。ビクトリアを診察した医師は検査を実施し、多くの傷があることを発見する。虐待の可能性が極めて高いと判断して、入院を手配

し、ブレント・ソーシャルサービスに通告を行った。警察にも通告したので、警察の保護下にビクトリアは置かれた。

しかし、病院の医局長（Dr. Ruby Shwartz）が夕方の回診をしている時、カウアオが激怒してかけつける。医師は十分な診断をせずに、ビクトリアが疥癬にかかっていると行って、隔離病棟に入院させる。警察も虐待では無いと判断し、保護を解除したため、次の日には伯母が無理やり退院させてしまう。しかし、家には直接帰らず、ブレント・ソーシャルサービスに行き、ホテルに1泊する手配をしてもらう。翌日、カメロンの家に立ち寄り、衣服の入ったバッグを受け取って、マニングの元へと帰って行った。カメロンがビクトリアに会ったのはこの日が最後となる。

7月24日、ビクトリアはひどい顔の火傷のため病院（North Middlesex Hospital）に入院した。カウアオは疥癬がかゆくて、かゆみをまぎらすためにお風呂に顔をつけたからだと説明する。ビクトリアを診察した医師は熱湯による虐待を疑い、ヘリンゲイ・ソーシャルサービス（Haringey Social Services）に通告する。この時の、小児病棟での入院生活はビクトリアがひとときの安らぎを得られた唯一の機会となり、看護師に対しても打ち解け、笑顔を見せるようになった。しかし、カウアオとマニングが病室に姿を見せると恐怖で固まってしまうことが観察されている。

7月28日に、ヘリンゲイのソーシャルサービスの事務所で、戦略会議が開かれる。ビクトリアはソーシャルワーカーのリサ（Lisa Arthurworrey）が担当することになる。8月6日、リサは病院でビクトリアと初めて会うが、簡単な会話をしただけで、退院してカウアオの

元へ戻ることが良いという判断を下す。その日の夜、ビクトリアは家に戻って行った。この間、リサは一回も家庭訪問をしていない。なお、ビクトリアが前に入院した病院（Central Middlesex Hospital）からのファックスが7月29日にソーシャルサービス宛てに送付されたが、リサが受け取ったのは退院後の8月12日であった。

8月16日、リサが初めて家庭訪問を行う。前もって予約した訪問であったこともあり、ビクトリアはきれいな服を着て、部屋の隅で人形と遊んでいた。学校にも通っていないが、ビクトリアに日中どう過ごしているのか尋ねることもしなかった。

8月29日、ビクトリアをカウアオが教会へ連れて行き、失禁の問題で困っているということ牧師に相談した。牧師は祈りによって良くなるだろうといったアドバイスを行う。とても暑い日なのに、ビクトリアが厚手の長袖の服を着ていることを不思議に思ったが、何も尋ねたりしなかった。

10月になるとビクトリアのベッドは捨てられ、浴室で寝ることを強要される。10月28日に、リサが予約をしたうえでの2回目の訪問を行った時は、部屋はきれいに片付けられ、ビクトリアは人形で静かに遊んでいた。リサはビクトリアへ関心を向けるよりも、広い住宅を見つけることが難しいことなどを話すだけであった。リサが帰ろうとした時、ビクトリアが突然を叫びだし、カウアオを尊敬できないと非難する言葉を口にする。しかし、リサは危害を加える危険のある子どもを入所させる施設はあるが、ビクトリアはその対象では無いことを説明して、帰って行ってしまった。

11月1日、カウアオの方から、ヘリンゲイ・

ソーシャルサービスに電話があり、マニングが性的虐待をしているという訴えがなされる。カウアオとマニングはビクトリアを連れて来所し、話し合いが行われ、ビクトリアをしばらく知人の所で預かってもらう方が良さだろうという結論になる。しかし、電話をするが、知人に断わられてしまう。結局、二人はビクトリアを伴い、帰って行った。

その後、ビクトリアへの虐待は過酷さを増し、暖房も明かりも消された浴室に監禁されてしまう。浴槽に置かれたビニール袋の中で、手と足首を同時に縛られたビクトリアは自分の排泄物にまみれて横たわって過ごすことになる。わずかばかり与えられる冷たい食事を、犬のように皿に顔を近づけて食べなければならなかった。この間、リサは家庭訪問を2回行ったが、応答がなかったので転居したと思ってしまう。

2000年2月19日、カウアウに連れられて来たビクトリアに教会で会った牧師は、彼女の具合がひどく悪そうで、腰を曲げて辛うじて歩くことしかできなかったことを目撃している。2月24日、カウアオが再び病院（North Middlesex Hospital）にビクトリアを運んで来た時はすでに瀕死の状態であった。ビクトリアの体温は27度しかなく、懸命な治療にもかかわらず症状は悪化し続けた。別の病院（St Mary's Hospital Paddington）へ搬送され、小児科集中治療室での治療を受けたが、2月25日の午後死亡した。死因は栄養不良、湿った環境、行動制限等により生じた低体温症で、身体には128カ所の虐待の傷痕があった。

カウアウがビクトリアを木製のスプーンやハンガーなどで殴ることが常態化していたことが裁判の過程で明らかになっており、さらに靴で蹴られていたことが、カウアウとマニングの靴

底からビクトリアの血痕が検出されたことにより判明している。マニングは自転車のチェーンなどで殴ったことも裁判で認めている。この事件で、カウアウトとマニングは終身刑に処せられる。

幸せな人生を夢見てアフリカからやってきた笑顔の美しい少女は、最後の月日を飢えと寒さと激しい暴力に苦しみ続けた。リサがビクトリアの家の扉をノックした時、その向こうの浴室にビクトリアは縛られて横たわっていたのだが、彼女を救い出す機会は失われてしまった。ヘリンゲイ・ソーシャルサービスの対応はAからZのうち、Bまでしか達していないという厳しい意見が報告書に記されている。（レーミング報告書とMunro（2007）を参照。事実と相違する箇所があるかもしれないことをお断りしたい。）

資料2：「ベビーP」（‘BABY P’）事件の概要

2007年8月、17か月の男の子が27歳の母親と32歳の同居中の男性により殺されるという事件が発生する。サンドバックのように暴行を受け続け、頭部や顔面への打撲痕、背骨と肋骨の骨折、口の中の傷など全身に50カ所の傷があり、爪もはがされ、胃の中には折れた歯が見つかるというむごたらしい状況であった。この子の名前は公表されていないが、イニシャルを取って、Baby P事件と呼ばれている。

Pは2006年3月1日、ロンドンの北部で誕生する。5月2日、Pが嘔吐したため開業医（General Practitioner：GP）を受診する。26日にも嘔吐で再度受診している。7月12日に、夫婦関係が破綻し、父が家を出て行く。10月13日、頭の怪我でGPを受診する。階段から落ちて頭と胸を打ったと母は説明する。11月、母と交際していた男性が同居するようになる。12月

11日、頭の怪我、鼻の上の打撲の治療に開業医（GP）を受診し、病院へ入院することになる。長椅子から落ちたという母の説明に、虐待を疑った医師は子ども保護サービス（Child Protection Service：CPS）に通告する。

12月12日、子ども保護サービスで緊急の会議が開かれる。母親の元へ返すことは危険だという判断が下され、Pは12月15日に退院後は母の友人の家へ預けられることになる。警察も調査を始め、12月19日に母と祖母が逮捕される。この時、母は拘留されるが、祖母は関与していないことが分かり、釈放される。2006年1月11日には母も釈放され、1月26日にPは母の元へ帰される。

2月に母は同居の男性とヘリンゲイ地区のカウンシル住宅（福祉住宅）へ転居する。2月22日、Pを担当することになったCPS（子ども保護サービス）のソーシャルワーカーのマリア・ワード（Maria Ward）が初めて家庭訪問をする。母は虐待を否定し、児童虐待ケースとして登録されていることへの不満を訴える。3月2日には1歳になったPの発育状況を調べるために、マリア・ワードは保健師と一緒に家庭訪問を行う。3月8日、マリア・ワードが家庭訪問中にPが椅子に頭を打ち付ける（ヘッドバンキング）様子が目撃される。3月22日、マリア・ワードが家庭訪問した際、Pの頬に赤い痣を発見するが、母はPがテーブルにぶつかったと説明する。4月7日、母の友人がPのおでこに大きな痣があることに気づく。また、Pがあまりにもおとなしく、引き籠ったような状態であることを心配する。

4月9日 頭の怪我で病院を受診する。18か月の子に押されて、大理石の暖炉にぶつかったという母の説明を信じたソーシャルサービスは

暖炉の前に置くフェンスを購入して、設置する。4月11日、Pは退院する。6月1日、マリア・ワードが事前の連絡無しに、突然訪問したところ、Pがソファに寝ており、血だらけであった。18か月の子とけんかしたと母は説明したが、病院の受診を勧め、警察にも連絡を行う。

6月5日 母は警察に逮捕される。しかし、「私はすごく良い母親だ」と主張し、虐待を否認した。この日は拘留されずに帰された。6月6日、Pは病院で検診を受ける。医師のトーマスは3月の時点よりも体重が減っており、頭にはかさぶたができていくことに気づく。しかし、母はかさぶたはアレルギー反応によると説明する。6月8日、警察が家に行き、背骨の中央付近にできた痣の写真を証拠のため撮影する。

6月12日、Pを昼間預かっているチャイルド minder（保育ママ）がPの頭から血が出ているのを発見する。お風呂にも長く入っていないのか、体が汚れており、いつもお腹を空かせていることを、チャイルド minder は心配する。6月15日、Pのあごに痣があるということとチャイルド minder がソーシャルサービスに通報する。しかし、それは以前に出来た痣だとマリア・ワードは思い込み、調査を行わなかった。6月19日、マリア・ワードとは別のソーシャルワーカーがチャイルド minder の家でPの体のひっかき傷を見つけ、母に病院へ連れていくように勧める。母は病院を受診し、チーズアレルギー反応が出てPが掻いたためだと説明する。

6月29日、36歳の男性が家出少女を伴って、同居するようになる。二人の男性の間でいざこざが絶えず、Pへの虐待がエスカレートする。7月2日 マリア・ワードが母に電話をする

と、今は伯父の病氣見舞いで家を留守にしていると話し、訪問を断る。このときは、Pの目の周りが黒ずんでいたため、それを見られたくないための口実だった。7月4日、保健師が電話をかけるが、応答が無かった。7月9日、病院を受診するが、かさぶたや傷跡に関して、頭皮と耳の感染症だと母は訴える。

7月10日、警察の会議でPの怪我は事故によるものではなく、虐待の疑いがあるという判断がなされるが、今後の対応に関する結論は出なかった。7月11日 マリア・ワードが家庭訪問をし、耳と頭皮の感染症であることを確認する。7月16日、保健師による家庭訪問が予定されていたが、キャンセルされる。

7月18日 病院の医師トーマスが検査のための診察を行い、Pの体重がさらに減少していることに気づく。7月19日 他の病院を受診する。その病院の医師は感染症だと診断し、抗生物質の薬を処方する。7月24日 チャイルド minder からマリア・ワードにPが頭を怪我しており、心配だという電話があり、マリア・ワードは母親に電話で開業医（GP）へ行くように助言する。

7月26日、母はPを開業医（GP）の所へ連れて行く。Pは医師の診察を嫌がったので身体を見ることをせず、開業医（GP）は抗生物質の塗り薬を処方し、8月2日に再受診するように伝えた。7月27日、Pは父親の所で一晩過ごし、とても元気になる。Pは父親と離れる時、泣き叫んだため、もう一度Pを抱き取り、父親はなぐさめたと語っている。（父親は、養育費を母に渡し、Pとの面会も続けていた。）

7月30日、マリア・ワードが家庭訪問した時、Pはバギーの中にいた。塗り薬とチョコレートが彼の頭皮の傷跡を隠すために塗られ、剥

がれた爪を隠すために指には絆創膏が巻かれていたがマリア・ワードはPをよく観察しなかった。7月31日、子ども保護サービスはPの状態が悪くなっているのは、不適切な養育の証拠だという判断を下す。8月1日、Pは子ども発達センターで小児科医の診察を受けるが、この時のPは支えなしに座ることもできなかった。医師は体の痣にも気づくが、それ以上詳しい検査をしなかった。ろっ骨と背骨を骨折していたが、医師は気付かず、後日もう一度診察に連れて来るように言って帰してしまう。この日は保健師の訪問も予定されていたが、キャンセルされた。

8月2日、警察、子ども保護サービス、母親の3者によるミーティングが開かれる。その際、警察はこれ以上関与しないことを母に伝える。それを聞いた母は泣いて喜び、家に帰ったらPを抱きしめ、ケーキを焼いてあげたいと話す。8月3日、母は友人にPは元気だと電話で答えている。しかし、その日に、Pは死亡する。裁判の結果、すべてが明らかになり、母親と同居していた男性は14年の刑に処せられる。

Pの母親の生育歴は複雑では多くの問題を抱えていた。後に公表された記事などによると、薬物およびアルコール依存症の母親に育てられ、父親の存在は成人するまで知らなかったという複雑な家庭であった。思春期には、寄宿舎か治療施設に入所しなければならなくなる。結局、寄宿舎に入るが、すぐにそこを逃げ出し、学校も辞めてしまう。10代で最初の子どもを出産するが、その子を育てることはできなかった。23歳の時、Pの父親と結婚し、25歳でPを出産する。しかし、出産前から夫婦関係は破綻しており、Pが4カ月の時には父親は家を出て行ってしまった。

なお、母親は同居の男性による虐待が始まると、携帯電話によるチャットを何時間も続けるなど、現実逃避をする傾向があった。

（イギリスのメディアによる報道や新聞記事を参照して作成したが、事実と相違する箇所があるかもしれないので、今後さらに情報収集を続けたい。）

資料3：日本の現状

2008年度に全国の児童相談所が受け付けた虐待相談件数は42,662件（速報値）であり、虐待が原因で子どもが死亡する事件も2003年以降、毎年50件前後発生している。なお、わが国でも、死亡事例に関する検証委員会の報告書がいくつか公表されており、子どもと直接会って状況を把握することが不可欠であることや、子どもを虐待から守るためには関係機関の連携が大切なことが指摘されている（札幌市社会福祉審議会、児童福祉専門分科会『児童虐待による死亡事例等に係る検証報告書』2009年3月）。

しかし、こうした提言がなされても、一人のソーシャルワーカーが200ケース前後抱えている状況が変わらない限り、実施が困難だという現場からの声もある。児童福祉司の数は極端に不足したままで、全国で2263人しかいない。児童心理士の数はさらに少なく、全国で959人である（2007年4月現在）。日本の人口127,767,994人（2005年10月国政調査）に対して、あまりにも少ない職員の配置である。

注

- 1) 日本の児童相談所にあたる公的機関。現在では後述する地方当局の社会サービス局がその役割を担っている。
- 2) 1889年に「全国児童虐待防止協会」（National Society for Prevention of Cruelty to children：以下、NSPCCと略す）に統合される。NSPCC

- は現在でも、児童虐待防止に重要な役割を担っている。
- 3) 福祉ニーズを抱えた子どもには非行や障害を持つ子どもも含まれる。
 - 4) 日本の児童相談所にあたる公的機関。
 - 5) 「ワーキング・トゥギャザー」Chapter 5 Section 5-12参照
 - 6) *ibid*, C.5 S.13-16参照
 - 7) *ibid*, C.5 S.28-30参照
 - 8) *ibid*, C.5 S.33-38参照
 - 9) *ibid*, C.5 S.53-92参照
 - 10) マーティン・ローニー (Martin Loney) 「社会との関係でとらえる児童虐待」(ウエンディ・ステイトン他編著福地栄子他訳『児童虐待への挑戦』) 法律文化社, 1993年, p.79 (L.26-27) p.80 (L.2-4)
 - 11) アンドリュウ・ターネル/スティーブ・エドワード著白木孝二/井上薫/井上直美監訳『安全のサインを求めて』金剛出版, 2004年の「まえがき」で述べている (p.3)。
 - 12) *ibid*, p.81 (L.12-13)
 - 13) *The Victoria climbié Inquiry* by Lord Laming Presented to Parliament by the Secretary of State for Health and the Secretary of State for the Home Department, January 2003 pp.40-84
- 文献**
- 1) Ann-Marie McAuliffe・Alison Linsey・John Fowler, *Childcare Act 2006 the essential guide*, national children's bureau 2006
 - 2) Children Act 2004, Section 13-16,
 - 3) Department of Health and Social Security, *Report of the Committee of Inquiry into the Care and Supervision Provided in relation to Maria Colwell*, (HSMO, 1974)
 - 4) Department for Education and Skills, *Every Child Matters* 2003, London: TSO, 2003
 - 5) Department for Education and Skills, *Working together to Safeguard Children 2006*, TSO, 2006
 - 6) Eileen Munro, *Child Protection* (SAGE Publication, 2007) pp.17-23, p.46
 - 7) *The Victoria climbié Inquiry* by Lord Laming Presented to Parliament by the Secretary of State for Health and the Secretary of State for the Home Department, January 2003
 - 8) *The Protection of Children in England: A Progress Report* by the Lord Laming, The house of Commons 12 March 2009
 - 9) アンドリュウ・ターネル/スティーブ・エドワード著白木孝二/井上薫/井上直美監訳『安全のサインを求めて』金剛出版, 2004年, p.3
 - 10) イギリス保険省・内務省・教育雇用省著, 松本伊智朗訳『ワーキング・トゥギャザー』医学書院, 2002年, 地域子ども保護委員会については第4章のpp.45-51を参照。具体的手順については第5章のpp.52-84を参照。
 - 11) ガーディアン誌 (Guardian) 2008年11月11日の記事
 - 12) 川崎二三彦・四方耀子・山下洋・増沢高・田附あえか『イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書』, 子どもの虹情報研修センター, 2008年, pp.4-6,
 - 13) 増沢高「多分野協働における課題」(小林登監修川崎二三彦・増沢高著『いっしょに考える子ども虐待』), 明石書店, 2008年, p.212
 - 14) 田邊泰美『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』, 明石書店, 2000年, pp.105-122, P.232
 - 15) 田邊泰美「プレア政権『第三の道』と児童虐待防止ソーシャルワークの展望」園田学園論文集 38, 2003年, pp.75-104
 - 16) マーティン・ローニー (Martin Loney) 「社会との関係でとらえる児童虐待」(ウエンディ・ステイトン他編著福地栄子他訳『児童虐待への挑戦』) 法律文化社, 1993年, p.81 (L.12-13) p.79 (L.26-27) p.80 (L.2-4)
 - 17) 峯本耕治『子どもを虐待から守る制度と介入手法』, 明石書店, 2001年, p.30

Current Status of Child Protection in the U.K. and Future Directions: Based on the incidents of Victoria Climbié and ‘Baby P’

SAKURADANI Mariko *

Abstract: In recent years, there have been about 55 cases annually where children died from abuse in the U.K. This issue generates intense public interest, and whenever the death of a child from abuse is reported by the mass media, the public actively blames social workers and criticizes them heavily for making poor risk judgments.

So far, the British government has reformed the legal system several times in efforts to prevent child abuse. In 2000 and 2007, however, tragic incidents occurred in the same district, leading to the establishment of a public verification committee. This paper studied proposals and recommendations made by the committee concerning the two incidents. The study indicated that the improvement of social workers’ expertise, appropriate supervision, collaboration with relevant authorities, and clarification of responsibility still remain major issues. Following the Victoria Climbié incident in 2000, recommendations were made to enhance education and training systems for social work profession, promote closer collaboration with relevant authorities by conducting joint training programs, and reinforce support systems for children and their families. However, the study revealed that there was not sufficient improvement over these issues.

In fact, it is not easy for social workers to intervene and provide support while balancing children’s safety and family support. This is a difficult task that involves uncertainty in risk judgment. To address this situation, this study suggests the need for further enhancing the quality of training for social workers. In addition, it was found that providing support to children and their families is indispensable in the prevention of child abuse and that the government needs to strengthen necessary measures.

Keywords: child abuse, child protection, the Laming Report, social worker

* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University